

## 堺市市民交流広場管理運営規則

令和7年4月1日制定

### (趣旨)

第1条 この規則は、堺市市民交流広場条例（平成27年条例第44号。以下「条例」という。）、堺市市民交流広場条例施行規則（平成27年規則第90号。以下「施行規則」という。）、堺市市民交流広場指定管理者協定書（以下「協定書」という。）、を踏まえ、堺まちづくり株式会社（以下「当社」という。）が指定管理者として指定を受けた堺市市民交流広場（愛称「Mina さかい」。以下「Mina さかい」という。）の管理運営を行うにあたって必要な事項を定める。

### (開場時間及び休場日)

第2条 Mina さかいの開場時間及び休場日は、条例第20条第1項第2号の規定に基づき、堺市長の承認を得た、別表第1の開場時間及び休場日で運営する。

### (利用の仮予約)

第3条 Mina さかいを利用しようとする者は、当社に利用の仮予約をしなければならない。

- 2 前項の規定による仮予約は、Mina さかいを利用しようとする日の6カ月前より受付けるものとする。ただし、当社が特に必要があると認めた場合については、この限りではない。
- 3 第1項の規定による仮予約は、Mina さかいを利用しようとする日の10日前まで受付けるものとする。ただし、当社が特に必要があると認めた場合については、この限りではない。

### (利用許可の申請)

第4条 前条の仮予約より14日以内、もしくは利用しようとする日の10日前のいずれか早い日にMina さかい利用許可申請書（様式第1号。以下、「利用申請書」という。）等、必要書類を提出（以下、「利用申請」という。）しなければならない。

- 2 第1項に規定する期限を超えた場合、前条の仮予約は無効となる。ただし、当社が特に必要があると認めた場合については、この限りではない。
- 3 前条の仮予約を行わずに利用申請を行う場合、利用希望日の10日前まで受付けるものとする。ただし、当社が特に必要があると認めた場合については、この限りではない。

(利用許可)

第5条 利用許可は、第13条第5項の規定による後納の場合を除き、Mina さかいの利用料金の納付があった後、Mina さかい利用許可書（様式第2号。以下、「利用許可書」という。）を申請者に交付して行う。

(利用期間)

第6条 ひと月の間にMina さかいを利用することができる日数は、平日5日まで、土曜・日曜・祝日のいずれか2日までの、合計7日までとする。ただし、当社において特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

2 Mina さかいを連続して利用することができる期間は、平日5日まで、土曜・日曜・祝日のいずれか2日までの、連続7日までとする。ただし、当社において特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

(利用の許可に係る利用時間)

第7条 利用の許可に係る利用時間は、原則、利用内容の実施に要する時間のほか、その準備及び撤収に要する時間を含めたものとする。ただし、利用内容により準備及び撤収が別表第1の開場時間外に及ぶことが想定される場合、Mina さかい時間外利用申請書（様式第3号。以下、「時間外利用申請書」という。）の提出及び受理をもって、6時から9時の3時間、21時から24時の3時間を準備及び撤収の時間として認める。

(利用の制限)

第8条 当社は、次の各号のいずれかに該当する時はMina さかいの利用を許可せず、または利用の許可を取消し、若しくは利用を制限することができる。

- (1) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」という。）の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、または公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (3) Mina さかいの施設、付帯設備、器具備品、樹木その他の物件を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 大音響、異臭などを発するものやゴミその他汚物を廃棄したとき。
- (5) 通行人等に危害を与えるおそれのあるとき。
- (6) 関係諸官庁から中止命令が出たとき。
- (7) Mina さかいの利用権を第三者に譲渡、転嫁し、又は利用者において他の権利を設定したとき。
- (8) 利用内容が無断で変更したとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、当社が不適切と認めるとき。

(利用の許可の順位)

第9条 利用申請に対する利用の許可の順位は、利用申請書を受理した順序による。ただし、当社が公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用許可書の提示義務)

第10条 利用の許可を受けた者（以下、「利用者」という。）は、その利用の間、第5条の規定により交付された利用許可書を携帯し、堺市職員や当社係員より求められたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

(利用許可の変更)

第11条 利用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、利用しようとする日前10日までにMina さかい利用許可変更申請書（様式第4号）（以下、「変更申請書」という。）を当社に提出しなければならない。この場合において、当社は、必要があると認めるときは、変更について参考となる資料を添付させることができる。

- 2 当社は、前項の規定による変更申請書の提出があった場合において、正当な理由があると認めるときは、利用の許可の変更を承認することができる。
- 3 当社は、前項の規定により利用の許可の変更を承認したときは、変更後の利用許可書を交付するものとする。

(付帯設備利用の申込み)

第12条 Mina さかいの付帯設備を利用しようとする者は、当社に「Mina さかい付帯設備利用申込書」（様式第5号）を提出し、利用の申込みをしなければならない。

(利用料金等)

第13条 Mina さかいの利用料金及び付帯設備の利用料金は、条例第19条第1項第2号の規定に基づき堺市長の承認を得た、別表第2及び別表第3のとおりとする。

- 2 利用者は、前項の利用料金を前納しなければならない。
- 3 利用者は、第12条の利用の申込みを行った後、別表第3に定める利用料金を前納して付帯設備を利用することができる。
- 4 当社は、第11条の規定により利用許可の変更を承認したときは、既納の利用料金を変更後の利用許可に係る利用料金の全部又は一部に充てることができる。この場合において、既納の利用料金との間に差額が生じた場合は精算する。
- 5 利用料金を後納させることができるものは、次のとおりとする。
  - (1) 国又は地方公共団体
  - (2) 前号に掲げるもののほか、当社が特に認めるもの

(利用料金の減免)

第14条 利用料金を減額し、又は免除することができる場合及びその減免額は、次のとおりとする。

- (1) 堺市中心市街地における防犯及び防災を担う堺警察署又は堺消防署が主催者で利用するとき 全額
  - (2) 平日において開場開始時間から1時間以内かつ営利目的としない利用 全額
  - (3) 前号に掲げるもののほか、当社において特別の理由があると認めるときは、市と協議のうえ、減免できるものとする。
- 2 前項によって、利用料金の免除を受けようとするものは、Mina さかい利用料金減免申請書(様式第6号)を当社に提出しなければならない。この場合において、当社は、必要があると認めるときは、免除について参考となる資料を添付させることができる。

(利用料金の還付)

第15条 利用料金を還付することができる場合及びその還付額は、次のとおりとする。

- (1) 天災地変その他利用者の責めに帰することのできない事由により利用できなくなったとき 全額
  - (2) 利用日が土曜・日曜・祝日のいずれかである場合において、利用者が、利用日の60日前にあたる日までに利用許可の取消しを申し出た場合 全額
  - (3) (2)の期限を超えて以降、利用日の10日前にあたる日までに利用許可の取消しを申し出た場合 半額
  - (4) 利用日が平日である場合において、利用者が、利用日の10日前にあたる日までに利用許可の取消しを申し出た場合 全額
- 2 前項第1号による場合を除き、利用料金の還付を受けようとする場合は、Mina さかい利用キャンセル申出書(様式第7号)を、当社に提出しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第16条 利用者は条例に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用しようとする日までにMina さかいを利用しなくなったときは、すみやかに届出ること。
- (2) 所定の場所以外で火気の使用(喫煙を含む。)をしないこと。
- (3) 許可を受けずに物品の展示、販売等をしないこと。
- (4) 許可を受けずにMina さかい内に貼り紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (5) 許可を受けていない付帯設備その他器具備品等を利用しないこと。
- (6) 許可を受けずに付帯設備その他器具備品等を所定の場所以外に持出さないこと。
- (7) 利用者の利用目的に応じて入場した者に対して次条各号に定める事項を遵守させること。
- (8) 付帯設備等の準備又は後始末を行うときは、全て係員の指示に従うこと。

(9) 前各号に掲げるもののほか、係員から指示されたこと。

(入場者の遵守事項)

第17条 入場者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で火気の使用(喫煙を含む。)をしないこと。
- (2) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) Mina さかい内を不潔にしないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、係員から指示されたこと。

(行為の禁止)

第18条 何人も、Mina さかいにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 火災、爆発その他の危険が生ずるおそれがある行為
- (2) Mina さかいの施設、付帯設備、器具備品、樹木その他の物件を破損し、又は滅失する行為
- (3) 樹木を伐採し、又は採取する行為
- (4) ごみ、空き缶その他の汚物を捨てる行為
- (5) 特定の宗教又は政党に勧誘する行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、Mina さかいの管理上支障があると認められる行為

2 当社は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、Mina さかいからの退去を命ずることができる。

(原状回復義務)

第19条 利用者は、Mina さかいの利用を終了したときは、Mina さかいの施設、付帯設備その他器具備品等をただちに原状に回復しなければならない。

(施設等の破損等の届出)

第20条 利用者及び入場者は、Mina さかいの施設、付帯設備その他器具備品等を破損し、又は滅失したときは、直ちにMina さかい破損(滅失)届(様式第8号)により当社に届け出て、係員の指示を受けなければならない。

(利用終了の届出)

第21条 利用者は、Mina さかいの利用日から10営業日以内にMina さかい利用報告書(任意様式)を当社に提出しなければならない。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、Mina さかいの管理及び運営について必要な事項は当社が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月28日から施行する。

ただし、本改正の効力は令和7年4月1日から生じるものとする。

(別表第1) 開場時間及び休場日

開場時間	9時から21時まで
休場日	なし

(別表第2) 基本利用料金

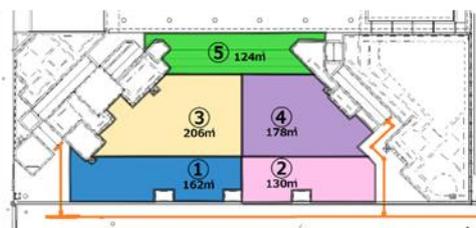
区分	区画	単位	利用料金	備考
市役所前	①	全日	2,600円	
	②	全日	4,500円	
	③	全日	4,100円	
	④	全日	3,400円	
	⑤	全日	3,000円	電源無し
	⑥	全日	1,400円	土日祝のみ貸出
堺地方合同庁舎前	①	全日	1,700円	電源無し
	②	全日	1,300円	電源無し
	③	全日	2,000円	
	④	全日	1,800円	電源無し
	⑤	全日	1,200円	土日祝のみ貸出

備考 利用の許可に係る利用期間が1日に満たないとき、又は当該期間に1日に満たない端数があるときは、これを1日として計算する。

【市役所前】



【堺地方合同庁舎前】

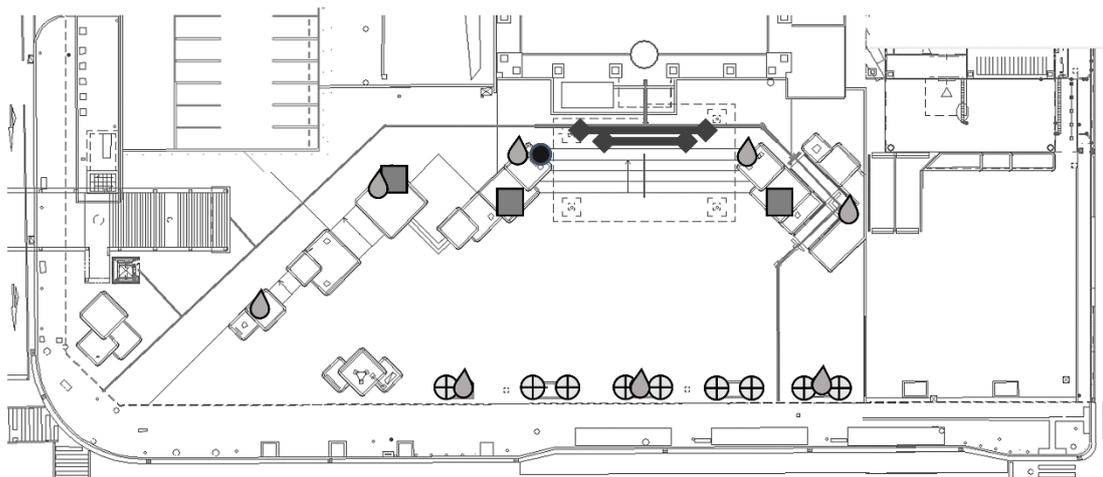


(別表第3) 付帯設備利用料金

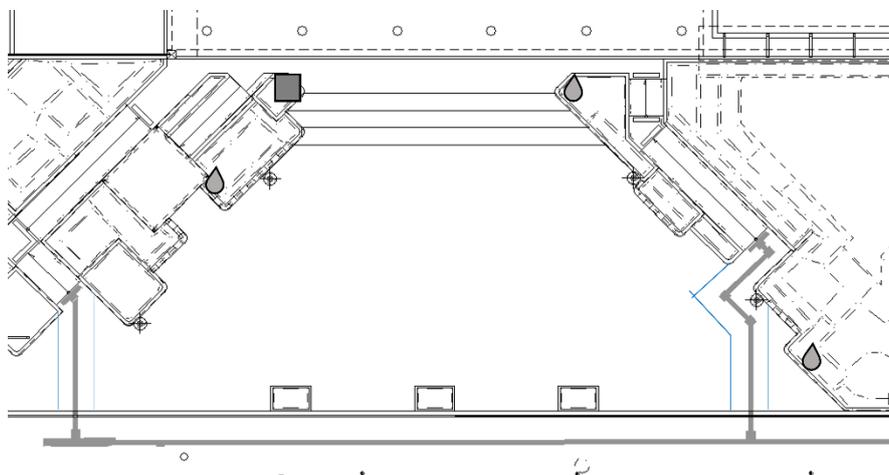
種類		単位		利用料金
舞台設備		1式	全日	1,000円
ステージ用電源盤		1か所	全日	1,600円
イベント用電源盤		1か所	全日	800円
コンセント柱		1か所	全日	200円
散水栓		1栓	全日	200円

備考 利用の許可に係る利用期間が1日に満たないとき、又は当該期間に1日に満たない端数があるときは、これを1日として計算する。

【市役所前】



【堺地方合同庁舎前】



Mina さかい堺市市民交流広場 指定管理者  
堺まちづくり株式会社 御中

住 所 (所在地)  
申請者 (名称)  
代表者 (氏名)  
電話番号

次のとおり Mina さかいはの利用を申請します。

行 事 名 称	※ 申 請 番 号		第 号
利 用 内 容	<input type="checkbox"/> 物販・飲食 <input type="checkbox"/> ステージ <input type="checkbox"/> 体験 <input type="checkbox"/> 啓発活動 <input type="checkbox"/> 式典 <input type="checkbox"/> 商品の宣伝 <input type="checkbox"/> その他 詳細 ( ) <input type="checkbox"/> 雨天中止 <input type="checkbox"/> 雨天決行 <input type="checkbox"/> 少雨決行 <input type="checkbox"/> 荒天中止		
利 用 日 時	年 月 日 ( 曜日) 時 分から 時 分まで		
利 用 場 所	<input type="checkbox"/> 堺市役所前広場 ( 利用区画 <input type="checkbox"/> 全て <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ ) <input type="checkbox"/> 堺地方合同庁舎前広場 ( 利用区画 <input type="checkbox"/> 全て <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ )		
利用予定人数	人	来場予定人数	人
利用責任者	氏名	電話番号	
利 用 料	円		
支 払 い 方 法	<input type="checkbox"/> 金融機関振込 <input type="checkbox"/> そのほか (クレジット決済、コンビニ決済、コード決済)		
そ の 他 必 要 事 項	車両搬出入 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
	販売・展示等車両 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
	設備・音響その他機器等の持込み・設営 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 詳細 ( )		
	物品販売等 <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	飲食物の提供 <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	
申請に当たっては、次の内容をご確認の上、 <input type="checkbox"/> にレを記入してください。 <input type="checkbox"/> 申請日時時点で未成年ではありません。管理者から身分証明書の提示を求められた際は速やかに応じます。虚偽の記載により利用を許可されず、許可を取り消されても異議のないことを誓約します。 <input type="checkbox"/> 消防署や警察署への届出、食品衛生上の許可の取得、近隣等との調整、その他安全に利用する為の対策や対応について、Mina さかい総合運営デスクの指示に従います。 <input type="checkbox"/> 申請、利用に当たっては、堺市市民交流広場条例同条例施行規則及び同管理運営規則を遵守します。 <input type="checkbox"/> 堺市市民交流広場指定管理業務個人情報保護規程について同意の上、申請を行います。 なお、堺市市民交流広場指定管理業務個人情報保護規程については、Mina さかいホームページまたはMina さかい総合運営デスクから取得閲覧できます。			

注意

- ※印の欄は、記入しないでください。
- 堺市暴力団排除条例に基づき、申込内容等の確認のため必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名等申込書に記載されている情報を提供することがあります。

様

Mina さかい堺市市民交流広場  
指定管理者  
堺まちづくり株式会社

Mina さかいの利用を次のとおり許可します。なお、利用に当たっては、堺市市民交流広場条例及び同条例施行規則、並びに同管理運営規則を遵守してください。

行 事 名 称		利用許可番号	第 号
利 用 内 容	<input type="checkbox"/> 物販・飲食 <input type="checkbox"/> ステージ <input type="checkbox"/> 体験 <input type="checkbox"/> 啓発活動 <input type="checkbox"/> 式典 <input type="checkbox"/> 商品の宣伝 <input type="checkbox"/> その他 詳細 ( )		
利 用 日 時	年 月 日 ( 曜日 ) 時 分から 時 分まで		
利 用 場 所	<input type="checkbox"/> 堺市役所前広場 ( 利用区画 <input type="checkbox"/> 全て <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ ) <input type="checkbox"/> 堺地方合同庁舎前広場 ( 利用区画 <input type="checkbox"/> 全て <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ )		
利 用 責 任 者	氏名	電話番号	
利 用 料	円		
そ の 他 必 要 事 項	車両搬出入 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
	販売・展示等車両 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
	設備・音響その他機器等の持込み・設営 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
	物品販売等 <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	飲食物の提供 <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	

利 用 許 可 条 件

- 1 準備と片付けは、利用時間内に行ってください。
- 2 この利用許可書は、常に携帯し、堺市職員及び堺まちづくり株式会社係員が要求するときは、これを提示してください。
- 3 許可なく、利用内容を変更しないでください。変更しようとするときは、利用許可の変更の申請を行ってください。
- 4 利用しようとする日までに広場を利用しなくなったときは、速やかに届け出てください。
- 5 利用の権利を譲渡し、他人に利用させ、又は許可なく利用目的以外に利用しないでください。
- 6 広場の施設、付属設備、器具備品、樹木その他の物件は、善良な管理者の注意をもって利用してください。もし、当該施設等を破損(紛失)し、又は、滅失したときは、損害を賠償していただくことになります。
- 7 所定の場所以外で火器の使用(喫煙を含む。)をしないでください。
- 8 許可を受けずに物品の展示、販売等をしないでください。
- 9 堺市市民交流広場条例の規定その他堺まちづくり株式会社係員の指示に違反したときは、利用許可を取り消し、その利用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることがあります。この場合において、利用者に損害が発生しても、堺まちづくり株式会社はその責めを負いません。
- 10 上記に定めるもののほか、管理上必要があると認めるときは、条件を付けることがあります。

年 月 日

Mina さかい堺市市民交流広場 指定管理者  
堺まちづくり株式会社 御中

住 所 (所在地)  
申請者 (名称)  
代表者 (氏名)  
電話番号

次のとおり Mina さかいの時間外利用を申請いたします。

利 用 日 時	
行事等実施時間	
利 用 場 所	<input type="checkbox"/> 堺市役所前広場 (利用区画 <input type="checkbox"/> 全て <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥)
	<input type="checkbox"/> 堺地方合同庁舎前広場 (利用区画 <input type="checkbox"/> 全て <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤)
時間外利用申請の理由	

Minaさかい 利用許可変更申請書

年 月 日

Minaさかい堺市市民交流広場 指定管理者  
堺まちづくり株式会社 御中

住 所 (所在地)  
申請者 (名称)  
代表者 (氏名)  
電話番号

次のとおりMinaさかいの利用許可の変更について申請します。

1 利用許可番号	年 月 日付け 第 号		
2 利用日			
3 変更事項	変 更 前	変 更 後	
(1) 利用時間	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	
(2) 利用区画			
(3) その他			
4 変更の理由			
※管理者処理欄	変更後の金額	円	照合者
	既 納 額	円	
	差 額	円	

注意 ※印の欄は、記入しないでください。

年 月 日

Mina さかい堺市市民交流広場 指定管理者  
堺まちづくり株式会社 御中

住 所 (所在地)  
申請者 (名称)  
代表者 (氏名)  
電話番号

行 事 名 称	※ 申 込 番 号	第 号
利 用 日	年 月 日 ( 曜日) から 年 月 日 ( 曜日) まで ( 日間)	
利 用 数	堺市役所前広場	
	<input type="checkbox"/> ステージ用電源盤 1 か所 <input type="checkbox"/> イベント用電源盤 ( 場所) <input type="checkbox"/> コンセント柱 ( 場所) <input type="checkbox"/> ステージボタン ( 場所) <input type="checkbox"/> 散水栓 ( 栓)	
利 用 数	堺地方合同庁舎前広場	
	<input type="checkbox"/> イベント用電源盤 1 か所 <input type="checkbox"/> 散水栓 ( 場所)	
利 用 料	円 ※	
支 払 い 方 法	<input type="checkbox"/> 金融機関振込 <input type="checkbox"/> そのほか (クレジット決済、コンビニ決済、コード決済)	

注意

- ※印の欄は、記入しないでください。
- 広場利用日当日の申込は原則受付できません。
- 申込後の変更、返金は原則いたしません。
- 当申込は、広場利用許可申請者が行ってください。
- 付帯設備を利用するための鍵等の貸出・返却については、原則、堺まちづくり株式会社の営業時間内に限ります。(平日 10:00~12:00 / 13:00~17:00)  
ご利用時間が堺まちづくり株式会社の休業日、及び営業時間外となる場合、前最短営業日に貸出、翌最短営業日に返却となりますのでご注意ください。

Mina さかい 利用料金減免申請書

年 月 日

Mina さかい堺市市民交流広場 指定管理者  
堺まちづくり株式会社 御中

住 所 (所在地)  
申請者 (名称)  
代表者 (氏名)  
電話番号

次のとおり Mina さかい利用料金の減免を申請いたします。

利 用 日 時		
利 用 場 所	<input type="checkbox"/> 堺市役所前広場 (利用区画 <input type="checkbox"/> 全て <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥)	
	<input type="checkbox"/> 堺地方合同庁舎前広場 (利用区画 <input type="checkbox"/> 全て <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤)	
減免申請の理由		
※利用料金	円	備考
※減免額	円	
※差引納付額	円	

注意

※印の欄は、記入しないでください。

様式第7号

Mina さかい 利用キャンセル申出書

年 月 日

Mina さかい堺市市民交流広場 指定管理者  
堺まちづくり株式会社 御中

住 所 (所在地)  
申請者 (名称)  
代表者 (氏名)  
電話番号

利用許可番号	年 月 日付け	第 号
キャンセルの理由		

※管理者処理欄			
※既納額	円	確認者	
※キャンセル料	円		
※差引返金額	円		

注意

※印の欄は、記入しないでください。

キャンセルによる利用料金等の返金が発生する場合

- 利用日が土日祝日の場合
  - ・ 申し出は利用日の 60 日前までを受付期限とし、全額を返金します。
  - ・ 申し出は利用日の 59 日～10 日前までを受付期限とし、半額を返金します。
- 利用日が平日の場合
  - ・ 申し出は利用日の 10 日前までを受付期限とし、全額を返金します。
- 利用日の 9 日前からは利用料金等の返金はできません。
- 受付期限が堺まちづくり株式会社の休業日にあたる場合は翌営業日を期限とします。
- 返金方法に応じて所定の手数料が発生します。上記返金額から手数料を差し引いた金額にて返金いたします。

Minaさかい 破損(滅失)届

年 月 日

Mina さかい堺市市民交流広場 指定管理者  
堺まちづくり株式会社 御中

住 所 (所在地)  
申請者 (名称)  
代表者 (氏名)  
電話番号

次のとおり堺市市民交流広場の施設、附属設備、器具備品、樹木その他の物件を破損(滅失)したので、堺市市民交流広場条例第16条の規定により届け出ます。  
については、堺市市民交流広場条例第12条の規定に基づき、指示された方法によって賠償します。

1 破損(滅失)日時	
2 破損(滅失)箇所又は物件	
3 破損(滅失)の内容又は程度	

※賠償年月日	
※賠償額	

注意 ※印の欄は記入しないでください。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第11条関係)

様式第5号 (第12条関係)

様式第6号 (第14条関係)

様式第7号 (第15条関係)

様式第8号 (第20条関係)